

○ 無線局免許手続規則別表第二号第一等の規定に基づき無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコードを定める件（平成十六年総務省告示第八百五十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案	現行																		
<p>別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 無線設備の名称コード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>漁業地域情報システム (マリンホーン)</td> <td>MR P</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p>	項目	コード	(略)	(略)	漁業地域情報システム (マリンホーン)	MR P	(略)	(略)	<p>別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 無線設備の名称コード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>漁業地域情報システム (マリンホーン)</td> <td>MR P</td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットB型</u></td> <td><u>IMB</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p>	項目	コード	(略)	(略)	漁業地域情報システム (マリンホーン)	MR P	<u>インマルサットB型</u>	<u>IMB</u>	(略)	(略)
項目	コード																		
(略)	(略)																		
漁業地域情報システム (マリンホーン)	MR P																		
(略)	(略)																		
項目	コード																		
(略)	(略)																		
漁業地域情報システム (マリンホーン)	MR P																		
<u>インマルサットB型</u>	<u>IMB</u>																		
(略)	(略)																		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。